

厚生環境常任委員会の記録

令和2年12月2日

藤沢市議会

△(2) 陳情 2第19号 気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情

陳情 2第23号 気候非常事態宣言についての陳情

○清水竜太郎 委員長 日程第2、陳情2第19号気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情、陳情2第23号気候非常事態宣言についての陳情、以上2件を一括して議題といたします。

陳情 2第19号 気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情

【陳情項目】

気候非常事態宣言を発出する様に市当局に対して働きかけてください。

【陳情理由】

2019年9月の台風15号、10月の台風19号は記録的な暴風・大雨をもたらし、本市においても甚大な被害がありました。日本各地では数十年に一度といわれる台風や豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害が出ている状況です。これらの気象災害は温室効果ガスによる地球温暖化の影響と言われており、その影響は我が国だけでなく世界においても、熱波や森林火災、ハリケーンや洪水など未曾有の被害をもたらしています。

そのような状況の中、多くの自治体が気候非常事態を宣言し、風水害対策の強化、気候変動問題の普及啓発、脱炭素社会の実現に向けた取組みなどを進めていると聞いています。また、本年2月には神奈川県において、「かながわ気候非常事態宣言」が出され、先日は衆議院でも気候非常事態に関する決議がされたと報道されました。

これまでも、藤沢市では脱炭素に向けた取組みや、気候変動・地球温暖化に関わる普及啓発、風水害対策など実施して頂いていると承知しておりますが、気候が非常事態であるという危機感を市民・関係団体と共有し、これまでの取組みを更に充実させるため、気候非常事態宣言の発出に向けて、市当局に働きかけてくださいます様、お願い致します。

令和2年11月20日

住 所 藤沢市鵜沼桜が岡4-8-8

陳情者 梶原 眞弓

藤沢市議会議長

加藤 一 様

陳情 2第23号 気候非常事態宣言についての陳情

【陳情理由】

大型台風・集中豪雨の頻発、そして記録的猛暑の連続などもはや異常気象が常態化しており、その原因は温室効果ガスによる地球温暖化の影響です。

これまで温暖化、気候変動対策では科学者・専門家の警告は十分に反映されず、気候変動は個人だけでは防ぎようがありません。人類や全ての生き物にとって生存の基盤を揺るがす「気候危機」となり、世界的に脱炭素の対策が急務となっています。

神奈川県内では、神奈川県を初め、鎌倉市、横浜市、川崎市、小田原市、開成町、三浦市が「気候非常事態宣言」または、「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

藤沢市では、温暖化対策についてCO₂削減目標は1990年比40%削減を2022年度までに達成する計画を策定し、一定の先進的役割を果たしてきました。しかし2023年度以降の中・長期目標については未定であり、積極的な施策が求められます。

一刻も早く「気候非常事態宣言」を表明し、市民に周知し、各行政機関、関係諸団体と連携した取り組みを市民とともに広げることが急がれます。

次の事項について、藤沢市議会から藤沢市に働きかけてください。

以下陳情いたします。

【陳情事項】

「藤沢市気候非常事態宣言」を表明してください。

2020年11月24日

〒252-0816藤沢市遠藤849-9

気候危機アクション藤沢

共同代表 青柳 節子

藤沢市議会議長

加藤 一 様

○清水竜太郎 委員長 ここで、委員長より委員の皆様へ、審査の進め方につきまして申し上げます。

本件につきましては、趣旨説明の希望がある陳情と希望のない陳情がそれぞれあります。そこで、議事運営の都合上ですが、まず最初に、陳情2第19号について、事務局から陳情の提出者、陳情項目などを説明させます。次に、陳情2第23号について、意見陳述者による趣旨説明及び意見陳述者に対する質疑を行います。その後、市当局から、これら2件の陳情に対する考え方について説明を受けまして、説明の終了後、これらの陳情について一括して質疑を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水竜太郎 委員長 それでは最初に、陳情2第19号について、陳情の提出者、陳情項目な

どを事務局に説明させます。

◎浅上 議事課課長補佐 御説明いたします。

陳情 2 第19号。表題。気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情。

陳情提出者。梶原眞弓、藤沢市鵠沼桜が岡 4 - 8 - 8。

陳情項目。気候非常事態宣言を発出する様に市当局に対して働きかけてください。

以上でございます。

○清水竜太郎 委員長 次に、陳情 2 第23号について、意見陳述者の方の入室をお願いいたします。

〔益永由紀意見陳述者、藤法淑子意見陳述補助者入室〕

○清水竜太郎 委員長 おはようございます。最初に、審査の手順について説明いたします。

まず、意見陳述者の方から、本陳情における趣旨説明を5分以内で発言をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、意見陳述者の方は着席のまま発言してください。また、5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了してください。

次に、趣旨説明終了後、委員から意見陳述者の方に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら、意見陳述者の方は退席していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は、冒頭、自己紹介をしていただき、説明のほうをお願いいたします。どうぞ。

◎益永由紀 意見陳述者 気候危機アクション藤沢の益永と申します。本日は、藤沢市気候非常事態宣言の表明を求め、陳情させていただきます。

藤沢市は自然豊かな町であり、湘南の自然を求め、大勢の人々が集まってきます。多くの人々が親しみ、また、恩恵を受けている藤沢の自然を次世代につなぐために、今現在起きている気候危機を本気で意識し、行動を起こしていくための一つのきっかけとして、気候非常事態宣言が今こそ必要であると考えます。今まさに気候危機が起きていることを多くの市民が認識することにより、市の様々な施策を理解し、市民の環境への活動の源になると思います。

この気候危機は、日々の生活の中ではっきりと感じ取れます。海辺を歩くと、近年の台風の爪痕が至るところで見られます。曲がったままの柵や、高潮の浸水により起伏した歩道を見ると、改めて自然の猛威を思い知ります。昨年、千葉県を中心に甚大な被害を与えた台風の進路が、あと数十キロ北にそれていたらと考えるととても恐ろしくなりますし、巨大化した台風は常態化するとも言われています。コロナ感染拡大の影響でオリンピックは延期となりましたが、感染拡大にとどまらず、これからは気候の不安定さが開催などの妨げになるリスクも高くなる一方です。もちろん新たな感染ウイルスの発生も、気候変動は強く関連していると、世界中の科学者が警告を発しています。

次に、相模湾で深刻な問題になっている磯焼けについてです。この磯焼けには様々な要因があると聞きましたが、最も大きな要因として、海水温の上昇が関わっていると言われています。また、昔は見なかった南方の生物が越冬を始めているようで、海水温の上昇は実際に起きており、身近なところで影響が出始めているのです。また、片瀬漁港の朝市が今年の2月に終了と聞きました。今後は回数を減らして開催とのことですが、朝市がなくなったのは、江の島沖の定置網で魚が取れなくなったためと聞いています。海水温の上昇や風向きの変化なども、この

不漁に影響しているということを聞きました。

磯遊びに行った際、晩秋になると、摂餌行動をしなくなる魚は、岩陰に身を潜め、不活発になることを知りました。これは海水温が冬に向けて下がるための動態変化であるということです。しかし、高い水温がこれらの行動に変化を与え、生態系に大きな変化をもたらしているとのこと。湘南地域で海に親しむ多くの人たちから、このような気候や環境変化に関しての話を耳にすることは決して少なくありません。

自然環境の変化というものは、私たちの生活の場を根底から変化させ、経済活動に大きな影響を与えます。豊かな自然に恵まれた藤沢市であるからこそ、その影響も大きいと思います。そして、その自然環境の変化をもたらす気候危機と言われる現象は、今まさに起きています。このような状況の中で、いかに気候危機に取り組んでいるか、その姿勢を市民やオリンピックでやって来る様々な人々に見せることもとても重要なのではないのでしょうか。

今回私たちが集めた署名は、事情により参考資料にはなりませんが、2か月ほどで合計940筆となりました。様々な世代の方の賛同を集めています。今、私たちの暮らし方が生き物を消し、自然を変化させています。そして今、私たちの暮らしを変えれば未来が変わります。私たちは、子どもたちに希望ある未来を残したいと強く願っています。気候危機の不安を子どもたちに残さないために、ぜひ藤沢市議会のお力を貸してください。

以上のことを踏まえ、改めまして藤沢市気候非常事態宣言の表明を求め、陳情させていただきます。発言の場をくださり、ありがとうございました。

○清水竜太郎 委員長 趣旨説明が終わりました。

この陳情について、意見陳述者の方に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水竜太郎 委員長 では、これで意見陳述者の方に対する質疑を終わります。

意見陳述者の方は退席して結構です。ありがとうございました。

[益永由紀意見陳述者、藤法淑子意見陳述補助者退室]

○清水竜太郎 委員長 次に、これら2件の陳情に対する市当局の考え方について説明を求めます。

◎宮沢 環境部長 それでは、陳情2第19号気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情及び陳情2第23号気候非常事態宣言についての陳情について御説明申し上げます。

両陳情は、地球温暖化が原因と言われ、毎年のように発生している大型台風、集中豪雨等の異常気象を踏まえ、市民、行政機関、関係団体と危機感を共有し、連携した取組を広げていくため、気候非常事態宣言を発出することなどについて、市議会から市に働きかけるよう求めるものでございます。

気候非常事態宣言につきましては、県内で神奈川県、鎌倉市、相模原市が表明しており、いずれも気候変動の適応策として、風水害対策を強化する、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、気候変動問題について、市民、企業、行政等が情報共有し、その対策に取り組む旨を3本柱とする内容となっております。

これまで本市におきましても、神奈川県の宣言に賛同するとともに、適応策として、河川改修や急傾斜地崩壊危険区域指定箇所へのり面対策といった災害対策、緩和策として、再生可能

エネルギーの普及促進や、ごみ発電による電力を活用するエネルギーの地産地消事業など、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策に取り組んできたところでございます。

なお、10月26日に開催されました臨時国会での菅首相の所信表明演説では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明しており、その後、国会においては衆参両院で、気候非常事態宣言決議案が可決されております。

本市といたしましても、こうした流れを受け、来年度以降予定している藤沢市環境基本計画、藤沢市地球温暖化対策実行計画の改定作業の中で、気候変動に対する対策を検討し、県、市民、企業など多様な主体と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で陳情 2 第19号及び陳情 2 第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○清水竜太郎 委員長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

◆谷津英美 委員 お願いします。2件ほどお伺いしたいと思います。

2人の市民の方が陳情を出すほど、やはり機運が高まっていると思います。報道などでも企業の動きがありますし、今の説明のとおり、行政のほうでも危機感を持っていることがよく分かりました。そして専門家の方の御意見でも、2050年の目標を達成するためには、この10年が勝負だということも試算をされています。この10年で1.5度に抑えなければ、元の世界には戻れないということは、世界で言われていることでもあります。そのためには、やはり本市としても考えていただきたいとは思っておりますが、藤沢市がその気候非常事態宣言を表明するメリットについて、いま一度確認させていただきたいのですが、どのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

◎吉村 環境総務課主幹 宣言を行うことのメリットについてでございますけれども、まず地球温暖化の緩和策、適応策を推進することについて、市としての強い姿勢、意気込みを発信することができるということがございます。それから、気候変動の問題について、市民、事業者、行政が情報共有をさらに行って、連携した形で取組を進めることができることだと考えております。

◆谷津英美 委員 今おっしゃっていただいた市民、事業者、行政が情報共有し連携して進めるとのお答えでありましたけれども、どのような形で情報共有して連携していくのか、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。お願いします。

◎吉村 環境総務課主幹 情報共有と連携についての御質問ですけれども、市としましては、広報ふじさわとかホームページ、それからエコライフハンドブックの概要版などの印刷物等によって情報発信をしております。また、環境フェアとか気候変動に関する講演会、またあるいはワークショップ、そういったものにおいて情報共有をしまして、できる限り施策に生かしていく中で連携を図ってまいりたいと。こういったこと以外でも、あらゆる機会を捉えまして意見交換する中で、情報共有と連携を図ってまいりたいと考えております。

○清水竜太郎 委員長 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水竜太郎 委員長 休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○清水竜太郎 委員長 再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

◆土屋俊則 委員 陳情2第19号気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情と陳情2第23号気候非常事態宣言についての陳情に対する日本共産党藤沢市議会議員団の討論を行います。

国を挙げて地球温暖化対策に取り組む決意を示す気候非常事態宣言決議が、衆議院と参議院において全会一致で議決をしました。気候非常事態宣言は、世界規模で深刻化する気候変動に対応しようと、全国の自治体でも広がりつつあります。現在既に世界の気温は約1度上昇しております。世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災やハリケーン、洪水が未曾有の被害をもたらしています。また、日本でも、災害級の猛暑や、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしており、陳情理由にもありましたが、2019年9月、10月の台風に見られるように、本市においても例外ではありません。

もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち入っています。この危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行うためにも、その第一歩として気候非常事態宣言を行い、具体化を図るべきです。

よって、この2つの陳情は、それぞれ趣旨了承といたします。

○清水竜太郎 委員長 これですべての討論を終わります。

採決いたします。陳情2第19号及び陳情2第23号は趣旨了承とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水竜太郎 委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたしました。